

角田市 企業版ふるさと納税 寄附手続の流れ

	手 続	内 容
企業様	寄附の申出	寄附をお申込みされる企業様は、「企業版ふるさと寄附申出書」を角田市にご提出ください。
角田市	寄附対象事業の実施	角田市が、寄附対象事業を実施し、事業費を確定させ、寄附対象となる金額を決定します。(事業によって完了時期が異なります。)
角田市	納付依頼	角田市から企業様へ寄附金の納付をご依頼します。
企業様	寄附金の納付	企業様からの寄附金の納付 ※納付方法は、「銀行振込」となります。 (振込手数料はご負担ください。)
角田市	受領証の交付	角田市が寄附金を受領したことを証明する「受領証」を企業様に送付いたします。
企業様	税の申告手続	地方創生応援税制の適用を受けるため、税額控除の計算に関する明細書等を作成し、税の申告手続を行ってください。

【ご留意いただきたい点】

- 10万円以上の寄附が対象となります。
- 本社が角田市に所在する企業様からの寄附は受付できません。
- 寄附を行うことの代償として、経済的な利益を供与することは禁止されています。

【問合せ先】

角田市総務部企画デジタル課

〒981-1592 宮城県角田市角田字大坊 41 番地

TEL:0224-63-2704 FAX:0224-62-4829

E-mail: kikaku@city.kakuda.lg.jp